

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

		担当課	環境・ゼロカーボン推進課	検索番号	3-1
法令名	瀬戸内海環境保全特別措置法	根拠条項	11		
不利益処分	違反に対する措置命令				
<p>1. 法令の定め（処分要件）</p> <p>知事は、法第5条第1項の規定に違反して特定施設を設置した者又は法第8条第1項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除去、操業の停止その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>2. 処分基準</p> <p>○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可等の審査基準並びに同法及び水質汚濁防止法に基づく処分基準の設定について（平成12年12月8日伺い定め）</p> <p>① 法第5条第1項の許可を受けずに特定施設を設置した者、又は法第5条第1項の許可を受けた特定施設の構造、特定施設の使用の方法、特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法、若しくは排水の量（排水系統別の量を含む。）について、法第8条第1項の許可を受けずに変更した者。</p> <p>② 法に定める「その他の必要な措置」は原状回復を目指すものであり、当該特定施設の使用停止が考えられる。</p>					